

32 北陸・九州・関西等風水害・旱害地方の学生生徒授業料
減免に関する件通牒
〔昭和九年九月〕

昭和九年九月二十七日

学務課長 (有光) (注記1) (注記2)

専門学務局長 (赤間) (注記5)

大臣了

次官 (三邊) (高田)

実業学務局長 (菊池) (中島) (高坂)

会計課長 (山川) (佐藤) (青木)

政務次官不在

参与官了

(下 札)

授業料減免ニ関スル件

(注記7) 今夏以来北陸、九州、関西地方等ニ於ケル風水害旱魃等ニ因リ
学資ノ関係上修学困難ナル者ノ為メ左案ノ通々牒相成可然哉

案ノ一

(注記8) 年月日 次官

直轄学校長宛 (各通)

貴学(校)学生(生徒)ニシテ今夏以来北陸、九州、関西地方
等ニ於ケル風水害、旱(抹消)(加筆)〔害等〕ニ因リ学資ノ関係上修学困難

ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ其ノ情状ニ拠リ本学年間若ハ在学期間中授業料ヲ減免スルコトニ決定セラレタルニ付可然御措置相成度

尚右ニ伴フ収入ノ欠陥ハ貴学（校）内ニ於テ他ノ収入ノ超過又ハ歳出ノ節約等ニ依リ補填セラレ度依命右及通牒

追而本件ニ関シテハ学則ノ改正ヲ要セサル儀ニ付御了知相成度

案ノ二

年月日

専門学務局長
実業学務局長

公私立大学、専門学校、高等学校校長宛（各通）

今夏以来北陸、九州、関西地方等ニ於ケル風水害旱^{（抹遣）}（^{加筆}）_{（害等）}

ニ因リ学資ノ関係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ授業料ヲ減免スルコトニ決定シ別添ノ通夫々直轄学校へ通牒相成タルニ付貴学（校）ニ於テモ右ニ準シ適宜御措置相成様致度

案ノ三

年月日

専門学務局長
実業学務局長

直轄学校長

公私立大学専門学校高等学校校長

宛（各通）

授業料減免ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ昭和九年 月 日発專 号ヲ以テ通牒相成タル処右ニ関シ左記様式ニ依リ同十月末日現在調御報告相成度

種別	員数		減免額	備考
	本学年間	在学年間		
法学部	免 減	人 人	円	
予科	免 減	人 人		
専門部	免 減	人 人		
計	免 減	人 人	円	

備考

一、種別欄ニハ大学ニ在リテハ学部毎ニ又予科、専門部ハ夫々別行ニ記入ノコト

一、減免額欄ハ本年度分ヲ記入シ同十年度以降ノ分ニ付テハ備考欄ニ掲記ノコト

（注記9）

授業料免除ニ関スル件 昭和九年五月三日

（発專四二号）

案ノ一

年月日

次官

直轄学校長宛(各通)

貴学(校)学生(生徒)ニシテ今次ノ北海道函館市ニ於ケル火災ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ其ノ情状ニ依リ本学年間若ハ在学期間中授業料ヲ免除スルコトニ決定セラレタルニ付可然御処置相成度尚右ニ伴フ収入ノ欠陥ハ貴学(校)内ニ於テ他ノ収入ノ超過又ハ歳出ノ節約等ニ依リ補填セラレ度依命此段及通牒追而本件ニ関シテハ学則ノ改正ヲ要セサル儀ニ付御了知相成度為念申添フ

案ノ二

年月日

専門学務局長

実業学務局長

公私立大学長

公私立高等学校長

公私立専門学校長(実業専門ヲ含ム)

宛(各通)

今次ノ北海道函館市ニ於ケル火災ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ授業料ヲ免除スルコトニ決定シ別添ノ通夫々直轄学校へ通牒相成タルニ付貴学(校)ニ於テモ右ニ準シ適宜御措置相成様致度

授業料免除ニ関スル件 昭和七年十二月二日

案ノ一

年月日

次官

直轄学校長宛

貴学(校)学生生徒ニシテ今次ノ北海道並青森県下ニ於ケル水害及凶作ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ爾今其ノ情状ニ依リ本学年間若ハ在学期間中授業料ヲ免除スルコトニ決定セラレタルニ付可然御処置相成度尚之ニ伴フ収入ノ欠陥ハ貴学(校)内ニ於テ他ノ収入ノ超過又ハ歳出ノ節約等ニ依リ補填セラレ度依命通牒ス追而本件ニ関シテハ学則ノ改正ヲ要セザル儀ニ付御了知相成度為念申添フ

案ノ二

年月日

専門学務局長

案ノ二

年月日

実業学務局長

公私立大学長

公私立高等学校長

公私立専門学校長(実業専門ヲ含ム)

宛

今次ノ北海道並青森県下ニ於ケル水害及凶作ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラル、者ニ対シテハ授業料ヲ免除スルコトニ決定シ別添ノ通夫々直轄学校へ通牒相成タルニ付貴学(校)ニ於テモ右ニ準シ適宜御措置相成様致度

(発專一一八号)

備考 第一案写添付ノコト

◎東北地方中青森県以外ノ県ニ就テハ内務省ニ特別ナル報告ナク又特ニ応急保護手段ヲ講シタルモノ無キ趣ナリ

○直轄学校ニ於ケル学生生徒ノ授業料減免ニ関スル件

(注記10)

昭和四年六月十一日 文部次官通牒
会第三七九号

貴学(校) 学生生徒ニシテ貧困ノ事由ニ依リ修学スルコト困難ナル者ノ救済ニ関シテハ貴官ニ於テモ夫々御留意ノコトナルベク従来之ガ施設トシテハ地方公共団体或ハ育英会等各種ノ方面ニ於テ奨学ヲ目的トスル学資ノ補給又ハ貸与等適切ナル措置ヲ講ジツ、アリト雖未ダ遺憾ノ点尠カラザルノ状況ニ鑑ミ貴学(校) 学生生徒中 学費支弁ノ極メテ困難ナル者ニ対シ修学ヲ容易ニシ高等教育ノ機会ヲ均等ナラシメンガ為其ノ授業料ヲ減免スル様致度ニ付左記事項御含ミノ上可然御取計相成度右通牒ス

記

一、授業料ノ減免ハ本人及父兄等ノ生活状態並学費支弁ノ方法等ヲ調査シ決定スルモノトス

一、授業料ノ減免ハ学年毎ニ之ヲ定ムルヲ原則トス但シ学年ノ中途ニ於テ減免セントスルトキハ次ノ徴収期分ヨリ実施スルモノトス

一、授業料ノ減免ノ事情止ミタリト認メタルトキハ翌月分ヨリ徴収スルモノトス

一、授業料減免ノ結果ニ依ル歳入ノ減少ニ付テハ政府支出金ノ

補填ヲ行ハサルモノトス

以上

二案

年月日

一案各部局長宛

會計課長

本日別紙ノ通次官通牒ノ処授業料減免ニ関シテハ其ノ都度御報告相成度右通牒ス

発会二七一号

昭和四年四月二十三日

文部大臣官房會計課長

文部書記官 木村正義

直轄各部局長宛

貴学ニ於テ規則ヲ制定、改廢セラルル場合其ノ内ニ授業料其ノ他收支ニ関スル条項アルトキハ施行前之ヲ直接會計検査院へ御通知相成度此段通牒ス

昭和四年十二月六日
発專一九一号 三局長通牒

本年六月十一日付発会三七九号ヲ以テ学生生徒ノ授業料減免ニ関シ通牒ノ次第有之タル処右施行ニ際シテハ予メ学則改正ノ必要可有之ニ付可然御取計相成度為念及通牒

発専第五二号

昭和二年四月二十一日

文部次官 松浦鎮次郎

直轄学校長宛

授業料免除ニ関スル件依命通牒

貴学（校）学生々徒児童ニシテ今回ノ北丹震災ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラルル者ニ対シテハ其情状ニ依リ本学年間若ハ在学期間中授業料ヲ免除スル事ニ決定セラレタルニ依リ御承知相成度尚之二伴フ収入ノ欠陥補填ハ貴学（校）内ニ於テ他ノ収入超過又ハ歳出ノ節約等ニ依リ可然御取計相成度依命通牒ス

発専五二二号

昭和二年四月二十一日

文部省専門学務局長 粟屋 謙

文部省実業学務局長 武部欽一

慶応義塾大学総長 林 毅睦殿

授業料免除ニ関スル件

今回ノ北丹震災ニ因リ資力ノ關係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認メラルル者ニ対シテハ授業料免除方ニ関シ直轄学校ニ対シ別添ノ通牒相成タルニ付参考ノ為移牒ス
尚貴学（校）ニ於テモ右ノ通免除方御取計相成度向ハ別添通牒ニ準シ御取計相成度依命通牒ス

発会四号

大正十三年一月九日

直轄学校ニ於ケル一般学生生徒等ニ対シ

震災ニ基ク休学期間並罹災学生生徒等ニ

対シ本学年間授業料免除ニ関スル件

一案

年月日

會計課長

各帝国大学総長

東京商科大学長

新潟千葉金沢各医科大学長

貴学学生等ニシテ這般ノ震災ノ為罹災其ノ他ノ事由ニ依リ修学

困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認ムル者ニ対シテハ本学年間（京東

帝国大学総長東二ハ並一般学生等ニ対シテハ震災ニ基ク休学期間）

京商科大学長

授業料ヲ免除スルコトニ決定セラレタルニ依リ御了知相成度尚

之二伴フ収入ノ欠陥ハ貴大学内ニ於テ他ノ収入超過又ハ歳出ノ節約ニ依ル剰余ヲ財源トシテ補填セラレ度依命右通牒ス

二案

年月日

會計課長

別紙盛岡農林以下ノ各学校長宛各通

貴校生徒等ニシテ這般ノ震災ノ為罹災其ノ他ノ事由ニ依リ修学

困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認ムル者ニ対シテハ本学年間（東

京蚕糸、一高、浦和高等、東京高等、東京工業、横浜工業、東

京工芸、東京外語、美術、音楽、東京高師、東京女師以上各学

校長ニハ並一般生徒等ニ対シテハ震災ニ基ク休学期間授業料ヲ免除スルコトニ決定セラレタルニ依リ御了知相成度尚之二伴フ収入ノ欠陥ハ貴校内ニ於テ他ノ収入超過又ハ歳出ノ節約ニ依ル剩余ヲ財源トシテ補填セラルルハ勿論ノ儀ナルモ猶不足ヲ生スル場合ハ別途考慮可致ニ付参照書類説明材料添付至急申請書提出セラレ度依命右通牒ス

備考

- 一、東京帝国大学、東京商科大学ニ於テハ収入欠損多額ニ上ルモ当該大学ニ於テハ既往数年間ノ決算ニ於テ相当ノ歳入剩余金アルノ実績ニ照シ補填ノ必要ナキモノト認ム
- 二、京都東北九州北海道各帝国大学、新潟千葉金沢各医科大学ニ於ケル収入欠損ハ僅少ノ金額ナルヲ以テ補填セサルモノトス
- 三、各学校ニ於ケル収入欠損ニシテ当該学校ニ於テ負担シ得サルモノハ申請ヲ俟チ審査ノ上学校及図書館特別会計本省留置ニ係ル政府支出金ノ移管ヲ為スモノトス

以上

集会九二号

大正十三年六月九日

文部大臣官房会計課長

文部書記官 窪田治輔

東京帝国大学 外四十六校長 宛

震災ニ基ク罹災学生生徒ニ対スル

授業料免除ニ関スル件

客年九月一日ノ震災ノ為罹災シタル貴学々生ニシテ今尚修学困難ニシテ事情不得止ト認ムル者ニ対シテハ貴官ニ於テ適宜授業料免除相成差支無之尤モ之二伴フ収入ノ欠陥ハ貴校内ニ於ケル他ノ収入超過又ハ歳出ノ節約ニ依ル剩余ヲ財源トシテ補填セラレ度依命通牒ス

発専二四二号

大正十二年九月二十六日

文部次官

文部省直轄学校長 宛（秘親展）

授業料徴収期日ニ関スル件依命通牒

今回ノ大震災ニ罹リタル学生生徒児童ニ対シ其ノ授業料ヲ免除スルヤ否ヤ又九月以降全月ニ亘リ休業シタル学校ニ於テハ其ノ全学生生徒児童ニ対シ其ノ月分授業料ヲ免除スルヤ否ヤニ付テハ目下調査中ニ有之モ此ノ際右決定迄ハ授業料徴収期日ヲ変更相成様致度尚右期日變更ニ付テハ別段経伺ヲ要セサルニ付貴官限り御決定相成度
追テ既定徴収期日ニ依リ既ニ徴収済ノ向ハ其ノ旨御報告相成度

発専二四三号

大正十二年九月廿五日

文部次官

文部省直轄学校長 宛 親展秘

授業料二関スル件照会

貴学(校)現在学生生徒児童ノ授業ニ関シ左記事項承知致度ニ付御精査ノ上至急御回報相成度

一、今回ノ震災火災ノ影響ニ因リ資力ノ関係上本人ノ修学ニ困難ヲ来シタル者ニ対シ九月分ヨリ在学期間中授業料ヲ免除スルモノトセハ毎年度ノ収入減トナルヘキ金額及之ニ対スル経理能否ノ見込

二、九月以降全月ニ亘リ授業ヲ為サ、リシ学校ニ在リテハ前項以外ノ学生生徒児童ニ対シテモ其ノ月分ノ授業料ヲ免除スルモノトセハ其ノ金額及経理能否ノ見込

発専九二号
裁決定
二月六日
文書課長
(官下) 印
送発
11月17日
起案者
(神野) 印

昭和九年十一月十二日起案

学務課長 (有光) 印
専門学務局長 (赤間) 印

回答案

年月日 局長

新潟医科大学長 宛

授業料減免ニ関スル件回答

本年十一月八日付学第五二二号伺標記ノ件右ニ関スル通牒発専

九二号ハ東北地方ニ於ケル冷害凶作ヲモ含ム義ニ付左様御了知相成度

学第五二二号

昭和九月十一月八日

新潟医科大学長事務代理 川村麟也 印

文部次官 三邊長治殿

授業料減免ニ関スル義ニ付伺

去ル十月三日付発専九二号ヲ以テ本学学生ニシテ今夏以来北陸、九州関西地方等ニ於ケル風水害、旱害等ニ因リ学資ノ関係上修学困難ニ陥リ事情止ムヲ得スト認ムル者ニ対シ其ノ情状ニ拠リ本学年間若ハ在学期間中授業料ヲ減免スルコトニ決定ニツキ可然措置方御通牒有之本学学生ニツキ取調申候処多少ノ被害ヲ受ケタルモノハ少数有之候モ学資ノ関係上修学困難ニ陥リタルモノハ無之候、尤モ秋田、岩手県ノ者ニテ冷害凶作ノタメ修学困難ニ陥リ授業料免除出願者モ有之候ニ就テハ去ル十月三日付発専九二号御通牒ノ被害地方中ニ東北地方ヲモ之レニ準シ取扱ヒ度ク存候ニツキ何分ノ御指揮相抑キ度此段相伺候也

(注記1)

「至急」

(注記2)

「完結」

(注記 3)

「施行前要素再回」「スミ」

(注記 4)

「文部省／発專92号／9年9月29日」

(注記 5)

「記録掛／14・5・5／受領」

(注記 6)

「十月三日／發送済」^(官下) ㊦

(注記 7)

「三八」(簿冊内件名番号)

(注記 8)

①

(注記 9)

「参照」

(注記 10)

「一般」

(注記 11)

「332」

(注記 12)

「文部省／発專92号／9・11・9」

(下札)

㊦

種別 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄、公立大学、^(中山)

専門高等学校等へ通牒、北陸、九州、関西^(林道)等風水害、旱害

地方ノ学生生徒授業料減免ニ関スル件ノ番号 発專九二ノ結了年月日 昭九、九、二七ノ保存年限 ムキノ枚数 一二二

〔自昭7年至昭10年 学生
生徒総規 第4冊〕文部省
⑤ 3A, 32-6, 2453